

(修了予定者用)

3月修了予定者の自習室利用申請について

第2本部棟7階の第2自習室については、在校生が使用しない分を修了生用の個席として指定している。

2018年3月22日付け修了予定の法科大学院生で、2018年4月以降に自習室個席の利用を希望する者は、2月20日(火)17時までにガラス棟2F教育支援室に届けること(様式は法科大学院生向けホームページからダウンロードすること)。利用できる個席については、3月中旬頃に掲示する予定である(席数に限りがあるため、応募者が多数の場合は学務委員会で抽選する。)。今回指定された個席は、2018年4月から2018年9月まで利用することができるものとする。

なお、現在指定されている個席は3月22日(木)をもって利用できなくなるため、清掃・原状復帰をし、私物は必ず持ち去ること。

2018年1月

法曹養成専攻長